

◇ 横浜市一般廃棄物収集運搬業優良事業者認定基準(令和4年6月改正)

認定事業者は、以下のとおり基準を満たすものとする。

- ・基準1及び2については、全て満たすもの
- ・基準3については、各項目が1点以上であり、かつ別途要領に定める基準を満たすもの

基準		項目
1	法令遵守	(1) 廃棄物処理法に基づく行政処分を過去5年間受けていない。 (2) 過去1年間、本市手数料の納付遅延により、本市から文書による督促を受けていない。 (3) 過去1年間、搬入禁止物を焼却工場に搬入したことにより、本市から文書による指導を受けていない。 (4) 過去1年間、過積載により、本市から文書による通知を受けていない。 (5) 過去1年間、自走事故を起こしていない。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、過去1年間、関係法令等に違反したことにより、本市から文書による指導、通知又は督促を受けていない。
2	事業の継続性等	(1) 2年以上継続して一般廃棄物収集運搬業を営んでいる。 (2) 新規排出事業者の受入れを行っている又は複数の排出事業者と契約を結んでいる。 (3) その他、優良事業者として認定するに相応しくない行為がない。
3	3R活動等への積極的な取組	(1) 分別排出の徹底及びヨコハマ3R夢プランの啓発 (2) 3R活動等環境負荷の低減を図った事業活動 (3) 資源循環産業の活性化及び社会貢献活動 (4) 交通事故防止

◇ 基準3「3R活動への積極的な取組み等」の評価方法について

- (1) 項目ごとに最大4つの取組事例を確認する(調査表による確認)。
- (2) 取組事例1つにつき1点を基本とし、先進的な取組み等他の模範となるべき取組については、最大2点の加点を行う。
- (3) 調査の対象となる期間において、本市から許可を受けて行った一般廃棄物収集運搬業務中に人身事故を起こした場合、焼却工場への車両搬入回数に対する人身事故件数の割合に応じて、(4)交通事故防止の項目から最大4点の減点を行う。
- (4) 各項目が1点以上かつ、4項目の合計が20点以上。

◇ 優良事業者として認定するに相応しくない行為について

- (1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬を遂行するにあたり、許可業者の故意又は過失により、収集作業又は収集車の運転等に関して本市から指導を受けた場合。
- (2) 事務所及び駐車場が適正に維持・管理されていない場合。
- (3) 本市財政局が行う「一般競争参加停止及び指名停止措置」に該当した場合。
- (4) 資源循環局の委託事業を受託し、適正に履行が行われなかった場合。
- (5) 許可業者又は許可業者の役員が罰金以上の刑に当たる罪により、公訴を提起された場合。この場合の調査対象期間は、判決が確定するまでの間とする。
- (6) 許可業者又は許可業者の役員が罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの期間を経過していない場合。
- (7) 工場における搬入物検査において、口頭注意及び持ち帰り指導等を受けた台数の割合が著しく多い場合。
- (8) その他、度重なる同様の苦情等上記に準ずる社会的に影響のある悪質又は不適切行為があった場合。